

郡市区医療管理担当理事 各位

北海道歯科医師会医療管理部

情報提供 (25-3)

平成 25 年 11 月 15 日

○無資格者のエックス線撮影について

平成 25 年 11 月 7 日、兵庫県において、免許を持っていない事務員にエックス線撮影や看護師の仕事をさせたとして、診療放射線技師法違反などの疑いで、神戸市のクリニック院長ら 3 人が逮捕される事案が発生しました。捜査関係者によると、健康被害は確認されていないものの、2011 年ごろから、無資格の准看護師にエックス線撮影をさせたり、受付の事務員に看護師の仕事をさせたりした疑いが持たれているとのことです。クリニック関係者からの告訴を受けて明るみに出たとのことです。

.....
道歯医療管理情報：

○診療放射線技師法

(昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号) 最終改正：平成二十一年四月二二日法律第二〇号

(禁止行為)

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

第二条 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

☞ 歯科医療機関においても、過去に同様の事例が発生しています。当然のことですが、歯科医院ではエックス線照射が可能なのは歯科医師のみです。また、この機会に歯科衛生士の業務範囲について等の資料を添付しますのでご確認下さい。

事務連絡

平成 22 年 8 月 23 日

各都道府県医務担当部局 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

いわゆる「歯みがきサロン」等について

現在、歯石・バイオフィルムの除去やホワイトニング等を行うことをうたったいわゆる「歯みがきサロン」において、歯科医師若しくは歯科衛生士でない者が歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項の業務を行い、又は歯科衛生士が歯科医師の直接の指導を受けずに同業務を行っているとの情報が寄せられているところである。

歯科衛生士法第 2 条第 1 項の業務については、同法第 18 条により、歯科医師又は歯科衛生士でなければ行うことができない。また、歯科衛生士が同業務を行う場合には、歯科医師の直接の指導の下に行わなければならない。

以上につき、周知を図られるようお願いする。

◎歯科衛生士の業務範囲に関する疑義照会および回答

歯科衛生士の業務範囲について

(昭和 41・8・15 歯 23)

鳥取県厚生部長あて 厚生省医務局歯科衛生課長回答

【照会】

このことについては、下記のとおりと解してよろしいか。

1 歯科衛生士法第二条第一項に規定されている歯科医師の直接の指導の下に行う予防処置とは。

【見解】

歯科医師が診断した患者のみを対象とするものであり、かつ、歯科医師の常時指導によって行う予防処置である。

【回答】

貴見は概ね妥当であるが、歯科医師は指導にあたっては、常時立会うことを要しないが、常に直接の指導をなし得る態勢にあることを要すると了解されたい。

2 歯科衛生士法第二条第二項に規定されている歯科診療の補助とは

【見解】

歯科診療補助の内容はきわめて多岐にわたると考えますが口の中にはいっさい触れることができない。

【回答】

歯科衛生士が歯科診療の補助として行なうことができる業務については、その知識及び技能に応じて、おのずから一定の限界があるが、口腔内に触れ得ないとする解釈は、やや狭きに失したものと考えられる。

3 歯科衛生士法第十三条の二に規定されているただし書きの臨機応変の手当の範囲

【見解】

歯科医師の診療を受けるまで放置すると生命又は身体に重大な危害をきたすおそれ

のある場合に、歯科衛生士がその業務の範囲内において、患部を一応処置する行為をいうものである。なお、応急処置の後歯科医師の同意を受けず引き続き処置することはできない。

【回答】

歯科衛生士法第十三条の二ただし書は、歯科保健上緊急の処置を要する場合であつて、歯科医師の診療を受け難いときに、歯科衛生士は通常歯科医師の指示があれば行い得る業務の範囲内で必要最小限度の処置を行なうことを認めたものと解すべきである。

4 日本歯科医師会発行(昭和三十九年一月)の歯科医療管理の手引き中歯科衛生士の行為別の業務の可否について

【見解】

手引きのとおりと解すれば次の事項について疑義がありますので、なにぶん御指示をおねがいします。

- (1) カルテに書き込むこと(診療に関する事項)
- (2) 主訴を聞き取り記入する(カルテ)
- (3) 口の中を概診する。
- (4) ちょう薬(仮封)
- (5) 仮封材の除去
- (6) 裏装剤のちょう布
- (7) マトリクスの装着除去
- (8) 充てん剤のてんそく
- (9) 充てん物の研磨
- (10) ワクスパターンの埋没
- (11) インレー、冠の装着
- (12) きょう正装置の除去

【回答】

各事項に関する見解は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 歯科医師の口述を筆記するにとどまる場合は許される。
- (2) できない。
- (3) 照会趣旨不分明で回答できない。
- (4)～(9) 主治の歯科医師の指示があつた場合はできる。
- (10) 歯科衛生士の業務範囲の問題ではない。

(11)できない。

(12)主治の歯科医師の指示があった場合はできる。

歯科衛生士法 13 条の 2

歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当たって、主治の歯科医師の指示があった場合を除くほか、

- ①診療機器を使用し、
 - ②医薬品を授与し、
 - ③医薬品について指示をなし、
 - ④その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる恐れのある行為をしてはならない。
-

歯科衛生士の補助行為として認められないもの

厚生省歯科衛生課長回答(昭和 41 年 8 月 15 日)

歯科医の指示があっても出来ない行為

- ・主訴を聞き取りカルテに記入する
- ・ワックスパターンの埋没
- ・インレー、冠の装着

大阪高等裁判所(昭和 55 年 10 月 31 日)

・窩洞形成、根管治療、抜髄等は、それ自体歯科医師法第 17 条の歯科医業を構成する独立の歯科医療行為に当たり、歯科衛生士がこれを行うことは許されない。

(歯科技工士法)

- ・印象採得、咬合採得、試適、装着

その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる恐れのある行為をしてはならない。

歯科衛生士の問診

歯科衛生士に問診をさせたら歯科医師は逮捕・勾留される？

一部抜粋

「歯科衛生士にレントゲン撮影やカルテ記入をさせたとして、伊勢佐木署は歯科医師D(57)を歯科医師法違反(無免許歯科医業)容疑で逮捕、歯科衛生士の女性(36)を同容疑で書類送検した。容疑者は歯科診療所を衛生士にほぼ任せていたという。容疑者は横浜市西区で歯科診療所『D 歯科医院』を経営。昨年8～12月までの間、衛生士に指示し、同医院内で衛生士に定期健診として患者計6人に対し計55回レントゲン撮影をさせたほか、問診や触診、カルテ記入などの歯科医行為を無免許でさせた疑い。」

歯科衛生士が採血・投薬 国「技能あり適法」／兵庫県

神戸市が開設し、障害者や認知症の高齢者、幼児らに歯科診療をしている「こうべ市歯科センター」(長田区)で、歯科衛生士が日常的に採血や薬の投与をしていることが6日分かった。

厚生労働省は「今回は条件が整っており法に触れないが、技能がない場合などは違法行為の可能性がある」としている。歯科衛生士の権限にあいまいさがある点も認めており、専門家は「採血などの技能を持つよう養成、認定する仕組みが必要だ」と指摘している。

センターは、2004年4月開設。患者の負担軽減のため進めている全身麻酔下での治療は、今年9月までに1,200例以上に上る。

神戸市に5月、「歯科衛生士が採血をしている」との情報が寄せられ、センターを運営する神戸市歯科医師会とともに調査。30代の女性歯科衛生士が全身麻酔をかけた患者から採血。点滴の輸液に抗生剤を混ぜ注入速度を調整したり、全身麻酔の前に鎮静剤を投与したりしていた。

歯科衛生士の養成学校で採血や投薬の実習はなく、こうした行為が表面化するのは異例。

この歯科衛生士は歯科医師の下で約10年経験。センター開設時から勤務し、04年夏に採血を始めた。今年3月から9月まではセンターに看護師が一人もおらず、歯科衛生士は採血と投薬を続けていた。

神戸市は、歯科衛生士の権限を逸脱していないかを厚労省歯科保健課に照会。同課は(1)歯科医師の指示の下で行っている(2)十分な知識と経験、技能がある(3)患者の不利益になっていない——、として6月に「今回のケースは法に触れない」との見解を示した。歯科衛生士が行うことができる行為は「ケース・バイ・ケースで判断する」とした。

歯科衛生士の権限について国が文書で具体的に明示したのは1966年が最後で、この文書でも採血や投薬について規定はない。歯科医師や専門家の間でも適法か違法か、解釈が分かれ「グレーゾーン」になっている。

歯科衛生士にどの程度の技能や知識があれば採血や投薬ができるかについて厚生労働省は「明確な基準はない」としており、ことし6月に国会でも「歯科衛生士が行える業務を個別に列挙するのは困難」と答弁した。

歯科衛生士は歯科医師の補助役で、技能が未熟なままでも歯科医師の指示で採血や投薬を行う可能性も考えられ、歯科衛生士養成の専門学校教員は「優れた技能があったとしても、歯科衛生士が歯科医師や看護師の領域にまで踏み込んでいいのか」と憂慮している。

■ 歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書(平成 18 年 6 月 16 日)

民主党 桜井 充 参議院議員

一部抜粋

そこで、以下質問する。

九 歯科衛生士がスケーリングと診療補助としてのルートプレーニングを行うことができる根拠は、歯科衛生士法第二条第一項及び第二項であるとされている。しかし、都道府県の指導医療官ごとの解釈では歯科衛生士がスケーリングとルートプレーニングを行うことができるか否かについての見解が統一されていない。このことにより、歯科衛生士がスケーリング及びルートプレーニングを行うことは、ある県では合法であるが、他県では違法であるというような実態になっているが、政府はこのことを認識しているか。例えば、スケーリング及びルートプレーニングが違法行為とされている県の場合、歯科衛生士学校等において教授している内容(スケーリング等の方法)を臨床現場で実践することができない上、歯科衛生士法第二条第一項及び第二項の規定も無視することになるが、これについて政府の見解を示されたい。

十 現在の歯科衛生士が行うことのできる行為について、過去に出された歯科衛生士の業務範囲についての疑義照会に対する厚生省(当時)の回答(昭和四十一年八月十五日付歯第二三号)のように、個別列挙で示されたい。なお、答弁に当たっては、昭和四十一年当時の回答から変化はないという趣旨ではなく、昭和四十一年以降の諸事情を考慮して、現状に適合した明確なものを示されたい。

十一 歯科衛生士の役割はますます重要なものとなっているが、政府は、歯科衛生士の業務についてどのような展望を持っているのか。歯科衛生士の業務範囲を狭めようとしているのか。また、時代に合わなくなっている歯科衛生士法の抜本的改正も行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問に対する答弁書

九について

スケーリング及びルートプレーニングが、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項の歯牙及び口腔の疾患の予防処置又は同条第二項の歯科診療の補助に該当するか否かは、個々の行為の態様に依り個別具体的に判断する必

要があるものであり、歯科衛生士学校等においてスケーリング及びルートプレーニングに関する教育が行われることは必要であると考えている。御指摘の指導医療官ごとの解釈の実態については承知していないが、不適切な解釈を行っている事例があれば、地方社会保険事務局等に対し、適切な解釈を周知してまいりたい。

十について

歯科衛生士は、歯科衛生士法第二条の規定により、歯牙及び口腔の疾患の予防処置、歯科診療の補助及び歯科保健指導を業とすることができるが、ある行為が歯科衛生士が行うことができるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要があるため、個別に列挙してお示しすることは困難である。なお、御指摘の疑義照会に対する回答については、個別の照会に対して、当該照会内容から把握できる事実の範囲内でお答えしたものであり、歯科衛生士が行うことができる行為を個別に列挙したものではない。

十一について

厚生労働省においては、歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図る観点から、歯科衛生士の果たすべき役割は重要であり、引き続き、質の高い歯科衛生士を養成し、良質かつ適切な歯科医療を提供していく必要があると考えている。なお、「歯科衛生士の業務範囲を狭めようとしている」ということはない。また、御指摘の「時代に合わなくなっている歯科衛生士法」の意味が必ずしも明らかではないが、厚生労働省においては、現時点では、歯科衛生士法の抜本的改正が必要であるとは考えていない。

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書

質問第七号

平成十八年十月十一日

四

前回質問主意書問九の答弁から解釈すると、歯科衛生士がスケーリング及びルートプレーニングを行うことについては、診療現場において歯科医師の判断に任されると考えてよいか。つまり、歯科医師の責任の下に歯科医師の指導により、歯科衛生士がスケーリング及びルートプレーニングを行えるとの認識であるのか。また、「個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある」との答弁があるが、具体的に誰がいつ判断するのか。それぞれ政府の見解を明らかにされたい。

四について

スケーリング及びルートプレーニングが、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項の歯牙及び口腔の疾患の予防処置又は同条第二項の歯科診療の補助(以下「疾病予防処置等」という。)に該当する場合には、歯科衛生士がこれらの行為を行うことは可能であるが、これについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。

また、個々の行為が疾病予防処置等に該当するか否かについて、歯科衛生士法を所管する省庁として最終的に判断するのは、厚生労働省である。

◆**歯科衛生士全員が無資格でエックス線撮影**

歯科衛生士や無資格の従業員による歯周疾患指導管理やエックス線撮影

2歯科医院の保険指定取り消し 診療報酬を不正請求
静岡新聞

歯科衛生士全員が無資格でエックス線撮影

四日市市立四日市病院:無資格でエックス線撮影 違法性認識、常態化
三重:毎日新聞

歯科衛生士、無資格でX線撮影

歯科衛生士、無資格でX線撮影 岐阜市民病院
岐阜新聞

歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方

(平成 20 年 6 月 16 日・日本歯科医学会 歯科衛生士業務に関わる検討会 資料より)

歯科衛生士業務については、歯科衛生士法を所管する厚生労働省医政局歯科保健課に一義的に法的解釈権があり、事態によっては司法が判断を下すものである。今回、歯科医学会の示す歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方は、歯科医療における学問的権威の見解であり、それがそのまま法的な規範となるものではないが、各方面においてその見解が尊重されることになるものと思慮するものである。

★ 同じ歯科医療行為でも学会によって見解が異なることに注意。

(1) 絶対的歯科医行為

旧 No	学会名	診療行為	絶対的 医療行為 度	歯科衛生士の経験・能力			要研修
				低い	普通	高い	
13	イン	X線撮影の説明	100	×	×	×	
15	イン	X線撮影(※ 診療放射線技師法違反となるので禁忌)	100	×	×	×	
32	イン	インフォームドコンセント	100	×	×	×	
33	補綴	インフォームドコンセント	100	×	×	×	
45	麻酔	全身麻酔の手技(気管挿管、抜管など)	100	×	×	×	
51	麻酔	ペインクリニックの手技	100	×	×	×	
61	イン	インプラント体の除去	100	×	×	×	
65	イン	インプラント埋入	100	×	×	×	
67	イン	インプラント埋入部位の切開・剥離	100	×	×	×	
74	保存	齶窩の開拡	100	×	×	×	
82	保存	エンジンによる軟化象牙質除去	100	×	×	×	
90	保存	窩洞形成	100	×	×	×	
104	補綴	義歯の装着	100	×	×	×	

111	歯周	急性発作時の貼薬	100	×	×	×	
113	麻酔	吸入鎮静法の実施	100	×	×	×	
124	補綴	クラウンの支台歯形成	100	×	×	×	
146	保存	根管拡大	100	×	×	×	
147	保存	根管充填	100	×	×	×	
159	麻酔	静脈内鎮静法の実施	100	×	×	×	
168	歯周	暫間固定(歯質の削除)	100	×	×	×	
210	保存	髄質開拓	100	×	×	×	
224	口外	切開	100	×	×	×	
246	保存	断髄剤貼付	100	×	×	×	
251	補綴	直接リライニング	100	×	×	×	
280	保存	覆髄剤貼付	100	×	×	×	
294	補綴	ブリッジの支台歯形成	100	×	×	×	
299	顎	補綴物(Cr・Br)の除去	100	×	×	×	
304	顎	マニピュレーション	100	×	×	×	
325	矯正	ワイヤーベンディング	100	×	×	×	
346	イン	骨採取	100	×	×	×	
395	イン	粘膜開窓	100	×	×	×	
396	イン	抜糸	100	×	×	×	
399	イン	縫合	100	×	×	×	
401	障害	薬理学的行動調整(静脈内鎮静法)	100	×	×	×	○
272	保存	抜髄	100	×	×	×	
14	保存	X線撮影(※ 診療放射線技師法違反となるので禁忌)	100	×	×	×	

(2) 歯科診療の補助(相対的歯科医行為)

1. 印象採得

207	小児	診断用模型の印象採得	20	○	○	○	
215	歯周	スタディモデルの印象採得	20	○	○	○	
337	イン	研究用模型の印象採得	20	×	○	○	
349	イン	暫間上部構造の対合歯の印象採得	20	×	○	○	
372	イン	上部構造の対合歯の印象採得	20	×	○	○	
190	補綴	支台歯形成の前準備(歯肉圧排)	30	○	○	○	
30	矯正	印象採得(平行模型用全顎印象)	30	×	×	○	
31	補綴	概形模型	30	○	○	○	○
213	保存	スタディモデル印象	40	×	○	○	
73	小児	インレー窩洞の印象採得	50	○	○	○	○
319	小児	床型咬合誘導装置作製の印象採得	50	○	○	○	○
348	イン	暫間上部構造の印象採得	50	×	×	○	○
379	保存	歯肉圧排	60	×	○	○	
368	イン	上部構造の印象採得	60	×	×	○	○
214	顎	スタディモデルの印象採得	65	×	○	○	
217	顎	スプリント用印象採得	70	×	○	○	
187	障害	重度障害者の印象採得	80	×	×	○	○
163	補綴	間接リライニング用の印象採得	80	×	×	○	○
122	補綴	クラウンの精密印象	100	×	×	×	
292	補綴	ブリッジの精密印象	100	×	×	×	
317	補綴	有床義歯の印象採得	100	×	×	×	
223	保存	精密印象	100	×	×	×	

2. 咬合採得

376	イン	研究用模型の咬合採得	30	×	○	○	
178	補綴	クラウンの咬合採得	50	×	○	○	○
69	イン	暫間上部構造の咬合採得	50	×	×	○	
290	補綴	ブリッジの咬合採得	80	×	×	○	○
218	顎	スプリント用咬合採得	95	×	×	○	
141	保存	咬合採得	100	×	×	×	
315	補綴	有床義歯の咬合採得	100	×	×	×	
373	イン	上部構造の咬合採得	100	×	×	×	

3. 調整

63	矯正	装置の研磨、調整	10	×	○	○	
169	補綴	テンポラリークラウンの調整	30	○	○	○	○
194	補綴	テンポラリーブリッジの調整	30	○	○	○	○
270	保存	インレーなどの咬合調整	80	×	×	○	
355	補綴	クラウンの調整	80	×	×	○	○
361	補綴	ブリッジの調整	80	×	×	○	○
398	イン	暫間上部構造の調整	90	×	×	○	
105	顎	義歯の調整	100	×	×	×	
106	補綴	義歯の調整	100	×	×	×	
142	顎	咬合調整	100	×	×	×	
143	補綴	咬合調整	100	×	×	×	
259	顎	テンポラリークラウン・ブリッジの調整	100	×	×	×	
374	イン	上部構造の調整	100	×	×	×	
216	顎	スプリントの装着・調整	100	×	×	×	

4. 試適

92	補綴	有床義歯のトレー調整	30	○	○	○	○
1	イン	トレーの試適	30	×	○	○	○
5	保存	インレーなどの試適	80	×	×	○	
21	補綴	クラウンの試適	80	×	×	○	○
108	補綴	ブリッジの試適	80	×	×	○	○
324	補綴	鑲義歯試適	100	×	×	×	
371	イン	上部構造の試適	100	×	×	×	

5. 仮着

318	補綴	クラウンの術後観察	30	○	○	○	○
363	補綴	テンポラリークラウンの仮着	30	○	○	○	○
316	補綴	クラウンの仮着	30	○	○	○	○
59	補綴	ブリッジの仮着	30	○	○	○	○
351	保存	仮封	50	×	○	○	
378	小児	窩洞形成の仮封	50	×	○	○	
98	小児	進行抑制のための齲窩の仮封	60	×	○	○	
402	イン	上部構造の仮着	80	×	×	○	

6. 合着

125	補綴	クラウンの合着(他学会に揃えます)	50	×	×	○	
279	保存	インレーなどの合着	80	×	×	○	
298	補綴	ブリッジの合着	80	×	×	○	
232	イン	インプラント体とアバットメントの固定	80	×	×	○	○
204	イン	アバットメント同士の固定	90	×	×	○	○

7. 研磨

310	補綴	義歯床の研磨(他学会に揃えます)	30	○	○	○	○
333	小児	形成修復物の研磨	30	○	○	○	
367	保存	インレーなどの研磨	50	×	○	○	
153	イン	上部構造の研磨	60	×	×	○	
97	保存	成形充填材の研磨	70	×	○	○	

8. スケーリング等

121	小児	口腔内診察前の歯面清掃	0	○	○	○	
248	歯周	歯面、根面研磨(PMTC など)	10	○	○	○	
275	歯周	歯石除去(縁上)	10	○	○	○	
284	歯周	スケーリング・ルートプレーニング(縁下)(SRP)	50	×	○	○	
2	イン	インプラント体周囲のスケーリング	50	×	×	○	○
4	老年	PMTC	60	×	○	○	
172	老年	スケーリング・ルートプレーニング	60	×	○	○	

9. 検査・モニタリング

85	矯正	顎機能検査機器等の操作補助	0	×	×	○	
126	口外	血糖値測定	0	○	○	○	
260	矯正	ブラケット等脱落のチェック	0	○	○	○	
175	歯周	歯周組織検査(動揺度、付着歯肉、歯間離開度検査等)	10	○	○	○	
262	麻酔	モニタの装着(血圧、心電図、パルスオキシメータ)	10	○	○	○	
291	イン	歯式の確認、記入	20	×	○	○	
9	小児	モニターの装着	30	○	○	○	○

119	イン	心電図計及びモニターの装着	30	×	×	○	○
309	障害	一般歯科治療時のモニタリング機器装着・モニタリング・記録	30	○	○	○	○
128	老年	血糖値の測定	30	○	○	○	
129	イン	血圧測定	30	×	○	○	
132	老年	口腔乾燥の検査(ガムテスト等)	30	○	○	○	
138	口外	咬合圧検査(デンタルプレスケール、咬合圧計等)	30	○	○	○	
144	口外	口臭検査	30	○	○	○	
241	老年	体温・脈拍・血圧の測定	30	○	○	○	
243	口外	唾液検査(ガムテスト等)	30	○	○	○	
249	イン	チェックバイト	30	×	×	○	○
250	老年	知覚の検査(味覚等口腔内・口腔周辺の皮膚等)	30	○	○	○	
308	口外	味覚検査	30	○	○	○	
392	補綴	唾液検査	30	○	○	○	○
404	イン	咀嚼能率検査	30	×	×	○	○
356	補綴	歯周組織検査	30	○	○	○	
405	補綴	咀嚼能力(能率)検査	30	○	○	○	○
91	口外	モニターの装着(心電計、血圧計、パルスオキシメーター等)	30	○	○	○	
118	老年	心電計、血圧計、パルスオキシメーター等の装着	30	○	○	○	
137	障害	笑気鎮静法時のモニタリング	40	×	○	○	○
139	老年	咬合圧の検査(デンタルプレスケール・咬合力計等)	40	×	○	○	
174	老年	歯周検査	40	×	○	○	
252	麻酔	直腸体温計挿入	40	×	○	○	
323	歯周	臨床検査(血圧、脈拍数、体温、呼吸数)	40	×	○	○	
268	障害	静脈内鎮静法時のモニタリング	40	×	○	○	○

154	口外	装着したモニターの測定と監視 および記録	50	×	○	○	
176	歯周	歯周組織検査(ブローピング)	50	×	○	○	
140	補綴	咬合検査(咬合紙などによる)	50	×	○	○	○
58	イン	インプラント周囲のブローピング	50	×	×	○	○
62	イン	インプラント体の動揺度検査	50	×	×	○	○
79	老年	嚥下機能検査(息ごらえ、反復水飲み テスト・嚥下音の聴診等)	50	×	○	○	
80	口外	嚥下機能検査(反復水飲みテスト・嚥下音聴診等)	50	×	○	○	
81	補綴	嚥下機能検査	50	×	○	○	○
107	老年	義歯不適合部の確認と検査	50	×	○	○	
208	老年	心理テスト(心身症・認知症。うつ 病等の把握など)	50	×	○	○	
209	口外	心理テスト(心身症・認知症。うつ病疑 い患者の検査と把握)	50	×	○	○	
76	老年	運動能力の検査	50	×	○	○	
145	補綴	ゴシックアーチ描記	50	×	○	○	○
240	老年	咀嚼能力の検査	50	×	○	○	
254	補綴	適合検査	50	×	○	○	○
336	補綴	筋機能検査	50	×	○	○	○
345	補綴	構音機能検査	50	×	○	○	○
357	補綴	歯髄検査	50	×	○	○	○
359	補綴	歯列の検査	50	×	○	○	○
403	補綴	咀嚼機能検査	50	×	○	○	○
408	補綴	咬合接触検査	50	×	○	○	○
75	保存	齶窩の電気抵抗値測定	50	×	○	○	
182	保存	歯髄電気診断器の使用	50	×	○	○	
179	老年	心電計、血圧計、パルスオキシメ ーター等の測定と監視	60	×	○	○	
94	小児	カリエスメーター	60	×	○	○	○

181	小児	歯髄電気診断	60	×	○	○	○
256	小児	電氣的根管長測定	60	×	○	○	○
407	イン	咬合接触検査	60	×	×	○	○
151	保存	細菌培養検査での根管からの検体採取	60	×	○	○	
330	イン	顎運動検査	70	×	×	○	
327	補綴	下顎運動検査	80	×	×	○	
152	保存	電氣的根管長測定器の使用	80	×	×	○	

10. 除去撤去

171	小児	歯間分離器具(セパレーター)の装着、撤去	10	○	○	○	
188	小児	修復物装着前の仮封材またはTekの除去	10	○	○	○	
322	小児	ラバーダムの装着、撤去	10	○	○	○	
358	歯周	歯肉包帯(除去)	10	○	○	○	
19	矯正	アーチワイヤーの結紮、撤去	30	×	×	○	
56	矯正	ボンディング材撤去後の清掃	30	×	×	○	
328	イン	仮着用セメントの除去	30	×	×	○	○
191	障害	障害者のラバーダム防湿	40	×	○	○	○
212	保存	ラバーダム着脱	40	×	○	○	
167	歯周	暫間固定(エナメルボンド等、除去)	50	×	○	○	
93	保存	仮封材の除去	40	×	○	○	
305	小児	マルチブラケット装置のブラケット撤去	50	○	○	○	
89	口外	顎間固定の解除(金属線切断、ゴム除去等)	50	×	○	○	
170	口外	歯牙結紮線の除去(シーネ等)	50	×	×	○	
96	小児	歯髄処置時の仮封又は仮封材の撤去	70	×	○	○	○

189	保存	修復物の除去	80	×	×	○	
307	小児	ハンドループ・リングアーチ・ホールディングアーチの撤去	80	×	○	○	○
157	小児	外傷暫間固定装置の除去	80	×	○	○	○

11. 表面麻酔

42	小児	局所麻酔時の表面麻酔薬の塗布	10	○	○	○	
48	歯周	表面麻酔薬の塗布	10	○	○	○	
49	口外	表面麻酔薬の塗布	20	○	○	○	
53	小児	ラバー装着時の表面麻酔薬の塗布	20	○	○	○	
47	老年	表面麻酔	50	×	○	○	
46	保存	表面麻酔	50	×	○	○	
41	麻酔	局所麻酔(表面麻酔)	50	×	○	○	○

12. 浸麻

353	補綴	支台歯形成の前準備(除痛・浸潤麻酔を含む)(麻酔学会に準じます)	50	×	○	○	
40	口外	浸潤麻酔	80	×	×	○	
39	保存	浸潤麻酔	80	×	×	○	○
38	老年	浸潤麻酔(スケーリング等歯科衛生士業務遂行のため必要な場合)	90	×	×	○	
37	歯周	歯頸部歯肉への浸潤麻酔	100	×	×	×	
44	保存	下顎孔伝達麻酔	100	×	×	×	
35	麻酔	局所麻酔(浸潤麻酔・伝達麻酔)	100	×	×	×	
36	イン	浸潤麻酔	100	×	×	×	

13. 静脈路

57	麻酔	輸液剤の交換・輸液速度の調節	30	×	×	○	○
127	イン	血糖値測定(指先より採血)	40	×	○	○	
17	麻酔	採血	70	×	×	○	○
134	麻酔	静脈確保	70	×	×	○	○
347	口外	採血	70	×	×	○	
183	イン	採血	70	×	×	○	
236	口外	末梢静脈路の確保	70	×	×	○	
311	口外	静脈内注射	80	×	×	○	
344	イン	点滴	80	×	×	○	○
7	口外	皮下・皮内・筋肉内注射	80	×	×	○	
162	老年	採血	90	×	×	○	
230	老年	静脈路の確保	90	×	×	○	
235	老年	皮下、皮内、筋肉、静脈注射	90	×	×	○	
155	障害	全身麻酔時の採血	90	×	×	○	○

14. 聞き取り・医療面接

29	口外	健康調査表(問診票)記入の補助(聞き取りして記載)	0	○	○	○	
200	小児	初診時の食生活調査(聞き取り)	0	○	○	○	
203	歯周	処方箋の口述記載	10	○	○	○	
312	老年	問診表の記入の補助(聞き取りして記入)	20	○	○	○	
366	イン	手術同意書作成	20	×	○	○	
264	イン	インプラント体の発注	20	×	○	○	
301	口外	CT・MRI等の検査前の患者への説明	30	○	○	○	
87	顎	顎関節症のアンケート実施	30	○	○	○	
255	イン	手術後の注意事項説明	30	×	○	○	
331	イン	既往歴の聞き取り	30	×	○	○	

26	イン	主訴の聞き取り	30	×	○	○	
25	管理	初診時の健康検査票の記載事項の確認を行い、歯科医師に伝える	50	×	○	○	
354	老年	歯科衛生診断(歯科衛生士業務遂行のため必要な診断)のための問診	50	○	○	○	
23	保存	医療面接	60	×	○	○	
222	管理	口腔内の概診	70	×	×	○	○
390	補綴	口腔外の診察(顔貌・構音・機能上の習慣などの診察なので敢えて分類すると「検査」でしょうか)	80	×	×	○	○
397	イン	手術前の注意事項の説明	80	×	○	○	○
22	顎	医療面接(質問票への記載補助)	90	×	×	○	
253	顎	治療経過の問診	90	×	×	○	

15. 洗浄・貼薬

261	歯周	歯周外科後処置(その他)	10	○	○	○	
68	イン	洗浄	30	×	×	○	
	口外	局所消毒	30	×	○	○	
173	イン	口腔内外の消毒	30	×	×	○	
265	イン	インプラント埋入部位の消毒	40	×	×	○	
277	保存	窩洞の清掃	40	×	○	○	
	イン	インプラント周囲の洗浄、貼薬	40	×	×	○	
55	老年	インプラント上部構造の除去と清掃	50	×	○	○	
394	歯周	歯周外科後処置(抜糸)	50	×	○	○	
185	口外	小手術後の洗浄	50	×	○	○	
370	口外	軟膏塗布	50	×	○	○	
99	老年	歯周ポケット内の洗浄と貼薬	50	×	○	○	
300	歯周	LDS(ペリオクリン)	60	×	×	○	
77	小児	交換期乳歯抜去後の創面の洗	60	×	○	○	○

		滌					
84	小児	根管治療時の根管洗滌	70	×	○	○	○
60	保存	根管の洗浄・乾燥	70	×	○	○	
120	保存	根管貼薬	80	×	×	○	
201	保存	歯髄鎮痛消炎剤貼付	80	×	○	○	
293	小児	脱臼歯の固定後の洗滌(歯面清掃を含む)	80	×	○	○	○
350	小児	埋伏歯抜去等大きな外科処置後の洗滌	90	×	×	○	○
86	顎	顎関節腔洗浄治療	100	×	×	×	

16. リハビリ・在宅

227	障害	摂食機能療法・間接訓練	40	×	○	○	○
329	補綴	摂食・嚥下機能障害の歯科的介入	50	×	○	○	○
6	老年	口腔リハビリテーション	50	×	○	○	
228	障害	摂食機能療法・直接訓練	50	×	○	○	○
229	補綴	摂食・嚥下機能障害の間接訓練	50	×	○	○	○
88	口外	顎間固定後や術後の開口訓練	50	×	○	○	
269	老年	専門的口腔ケア	50	×	○	○	
387	補綴	摂食・嚥下機能障害の直接訓練	50	×	○	○	○
225	口外	摂食・嚥下機能訓練	50	×	×	○	
116	障害	筋機能療法(MFT)	60	×	○	○	
130	障害	言語治療の訓練	60	×	○	○	
400	小児	床型咬合誘導装置の装着指導	60	×	○	○	
226	老年	摂食機能訓練	70	×	×	○	
274	老年	口腔内と気管内吸引(口腔内・鼻腔内・気管内の吸引)	80	×	×	○	
184	顎	自宅療法の確認・再指導	90	×	×	○	
388	障害	摂食訓練時の気切部気管吸引	90	×	×	○	○

220	顎	生活指導	90	×	×	○	○
-----	---	------	----	---	---	---	---

17. 医薬品の授与・指示

206	口外	投薬時の薬剤と投与方法の確認	50	×	○	○	
285	小児	処方箋交付時の服薬方法の説明	80	×	×	○	
266	老年	投与薬剤、投与法の確認と説明	80	×	×	○	
281	管理	服薬指導	80	×	×	○	○
393	イン	投薬	90	×	○	○	

18. その他の診療補助(頻度の高いもの)

233	保存	象牙質知覚過敏症での薬剤貼付	50	×	○	○	
221	保存	象牙質知覚過敏症でのイオン導入	60	×	○	○	
133	口外	抜糸	60	×	○	○	
193	保存	エッチング・ボンディング操作	70	×	○	○	
110	保存	感染根管でのイオン導入	70	×	○	○	
202	保存	成形充填材の填塞	80	×	×	○	

19. その他の診療補助

43	矯正	セファロトレース／分析	0	×	×	○	○
234	障害	物理的／神経生理学的行動調整	20	○	○	○	○
34	イン	フェースボウトランスファー	30	×	×	○	○
186	歯周	歯肉包帯	50	×	○	○	
3	口外	歯科インプラント上部構造の脱着(口腔ケアのため)	50	×	×	○	
131	口外	術後創部の圧迫固定(伸縮包帯等による)	50	×	○	○	

211	麻酔	尿道カテーテル留置	50	×	×	○	○
271	補綴	粘膜調整材の貼付	50	×	○	○	○
314	イン	ヒーリングキャップの装着	50	×	×	○	
326	口外	皮膚創部のガーゼ交換(包交)	50	×	○	○	
72	老年	インプラント上部構造の再装着(咬合状態は歯科医師が確認)	60	×	○	○	
149	障害	咽頭部の吸痰	60	×	○	○	○
136	麻酔	薬剤の投与(静注、挿肛等-吸入鎮静法時の亜酸化窒素濃度の調整および静脈内鎮静法時の薬物の追加投与等を含む)	60	×	×	○	○
150	障害	心理学的行動調整・TEACCH	60	×	○	○	○
28	保存	ホワイトニング	70	×	○	○	
177	歯周	歯周ポケットの搔爬	70	×	×	○	
180	障害	栄養チューブの挿入	70	×	×	○	○
71	口外	気管内吸引(術後管理や口腔ケア時の経鼻的、挿管チューブ経由)	70	×	×	○	
100	口外	挿管チューブのカフ圧調節(口腔ケア時)	70	×	×	○	
244	口外	救急救命処置	80	×	×	○	
288	口外	人工呼吸器の管理と操作	80	×	×	○	
289	老年	挿管チューブのカフ圧の調整(口腔ケア実施時)	80	×	×	○	
306	矯正	バンディング	80	×	×	○	○
320	矯正	ブラケットのボンディング	80	×	×	○	○
341	小児	マルチブラケット装置のブラケットボンディング	80	×	×	○	○
364	小児	マルチブラケット装置の主線交換	80	×	×	○	○
369	小児	予防的レジン修復	80	×	×	○	○
302	老年	人工呼吸器の管理	80	×	×	○	
156	老年	デブライトメント・ディプラーキン	50	×	○	○	

		グ					
70	口外	口腔がん末期患者の緩和ケア看護師と同等の業務	70	×	×	○	
123	保存	手用器具による軟化象牙質除去	70	×	○	○	
257	補綴	全身的診察	80	×	×	○	○
20	補綴	誘導様式の検査	80	×	×	○	○

【茨城】 歯科衛生士不足 無資格助手が歯石除去

小美玉市内の歯科医院が、歯科医師と歯科衛生士のみに許されている歯石除去を、歯科助手にさせていたことが分かった。水戸保健所は28日、歯科衛生士法に抵触する可能性もあるとして、この医院に注意し改善を求めた。ただ、こうした無資格行為を行っている歯科医院は他にもあるとみられ、関係者からは「珍しくない」との声も漏れる。背景には、県内の歯科衛生士不足があるようだ。

歯石除去には歯科医師か歯科衛生士の資格が必要で、歯科助手に許されているのは、医師らの診療器具の準備や患者の誘導など非医療行為に限られる。この歯科医院の院長は朝日新聞の取材に対し、いつから行っているかなど詳細は答えなかったものの、「歯科助手に歯石取りをさせたことはあった。法律に違反している認識はあった」と事実関係を認めた。

院長によると、昨年3月に務めていた歯科衛生士が辞めたが新たに人を雇えず、院内には歯科医師と助手しかいない状態が続いていた。このため、本来は医師か歯科衛生士が行うべき歯石除去を助手に頼むことがあったという。「忙しい時に、ついさせてしまった。麻酔の注射などは絶対にやらせていない」

水戸保健所は28日、医療法に基づく定期的な立ち入り検査でこの歯科医院に入った。院長から無資格行為について報告を受けたため、歯科衛生士法上の問題点を指摘、その場で注意して改善を求めた。



県歯科医師会の村居幸夫・常務理事によると、歯科医師会にも月に1回程度、同様の無資格行為についての情報が寄せられるという。関係者によると、こうした無資格行為は歯科医療の現場では全国的な課題となっている。

県歯科医師会は、医療機関に確認し、不適切な行為があれば指導している。村居理事は「どこまでこうした行為が行われているかは不明だが、県内に歯科衛生士が少ないことが背景にある」と話す。

県によると、県内の歯科衛生士は1698人で、人口10万人あたりの人数は全国42位(2008年12月現在)。歯科医師は1853人で、単純計算で医師1人に対し衛生士は0.9人。市町村や介護施設などに勤務する衛生士もいるため、歯科医院での勤務者はさらに少ないとみられる。

村居理事は「県内の衛生士専門学校を修了しても、東京など都市部の医院に就職するケースが多い」と指摘する。さらに、ホワイトニングなど最近増えつつある自費診療を専門とする審美歯科などは給与面もよく、高度な医療ができるので、一般医院よりもこうした医院に就職する衛生士が増えてきているという。

歯科衛生士の雇用の不安定さが、慢性的な人手不足の原因になっているとの指摘もある。県医療対策課は「衛生士はほとんどが女性のため、出産や育児などで離職するケースが多いのでは」と話す。

村居理事は「歯石除去は歯肉などに触れるため、出血する場合も多く、訓練を受けていない助手が行うのは問題。助手にとっても感染症などの危険がある」としたうえで「資格を持ちながら働いていない歯科衛生士の再就職支援などに、もっと取り組まないといけない」と指摘した。